

令和5年度大阪府介護情報・研修センター事業応募要件

本事業は、「令和5年度大阪府の予算の成立」を前提に実施される事業である。
そのため、大阪府の予算が成立しない場合には、参加意思を応募したことに留まり、いかなる効力も発生しない。

応募要件

①基本的要件

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で応募するものにあつては、構成員全員が該当すること。

(※(6)は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。)

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事(又は物品・委託役務関係)競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事(又は物品・委託役務関係)競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を

受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等という。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

②技術力に関する要件

別添の「令和5年度大阪府介護情報・研修センター事業業務概要書」に記載している業務内容を実施できること。

③設備・システムに関する要件

別添の「令和5年度大阪府介護情報・研修センター事業業務概要書」に記載している設備・システムを予算内で確保し、実施できること。

④業務執行に関する要件

以下の業務実施体制を確保していること。

- ア 個人情報の保護、その他情報漏洩防止について十分に配慮した上、個人情報や業務上知り得た情報を適切な方法で管理していること。
- イ 事業概要に沿った人員配置であること。
- ウ 「令和5年度大阪府介護情報・研修センター事業業務概要書」に記載の業務内容を執行できるネットワーク等を有していること。